

「こども園(仮称)」について

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会

1. 幼保一体化の目的について

- (1) 「すべての子どもを対象に、質の確保された保育(幼児教育を含む)が保障されること」を目的とすること。子どもの命や発達の保障がなされた後に、教育がある。そのためにも、養護と教育の一体的提供である「保育」を基本とするべきである。
- (2) そのうえで支援は施設だけに限るものではないので、「あらゆる施設の支援」ではなく、「必要とするサービスを必要に応じて保障すること」にすること。
- (3) また一体化の結果として「保育の量的拡大」が図られることは理解できるが、目的とするのは理念を考えると矛盾する。「多様なサービスに対応することのできる質の向上をともなった保育の量的拡大」とすること。

2. 新システム事業計画(仮称)の策定について

- (1) サービス供給において過当競争が生じないよう、市町村に地域内のニーズにもとづき策定された「新システム事業計画(仮称)」の策定を義務化し、サービス供給量の調整を図ることを責務とすること。
- (2) 「新システム事業計画(仮称)」の策定にあたっては、市町村に「子ども・子育て会議(仮称)」を設置し、利用者や事業主、子育て支援提供事業者等、ステークホルダーが参画し、市町村域のニーズに基づいた計画の策定と、実行の結果を評価する仕組みを構築すること。

3. 「こども園(仮称)」の施設環境・人員・運営の基準について

- (1) すべての子どもの育ちを保障するのに必要な環境を整えるために、児童福祉施設最低基準および幼稚園設置基準で規定されている基準のより高い基準を適用すること。また、さらに高い基準を求めることができるような仕組みとして構築すること。
- (2) 子どもの権利条約や児童福祉法の理念にもとづき、子どもの育つ環境がその子どもの育つ地域によって異なることのないように、また地域間格差が生じることのないように、国は最低基準を定めること。
- (3) サービスの質の保障や向上に対するインセンティブが働く仕組みを、「こども園(仮称)」の制度に組み込むこと。例えば職員の勤続年数や雇用形態、研修実績、相談・援助件数等に応じた加算や単価設定を検討すること。

4. 利用のあり方について

- (1) 「こども園(仮称)」の利用にあたっては、市町村の公的関与の下、保護者の就労、主体である子どもにとっての必要性や保護者の心身の状態等、家庭の状況等を客観的な基準にもとづき、子育て支援専門員(仮称)によるアセスメントを行い、総合的に判断したうえで、保育の必要性を認定し、育児休業から保育サービスへの円滑な利用を保障するシステムとすること。利用時間の認定や多様な保育・子育て支援サービスの選択、利用調整などを、子育て支援専門員(仮称)による子育て支援計画等として実施すること。
- (2) 利用時間については、子どもの生活と発達の保障を視点として、保護者の心身の状態や就労等の条件を考慮し、必要な時間を十分に認定すること。
- (3) 「こども園(仮称)」の利用と一時預かりの利用は、その主たるニーズが異なるだけでなく、保育としての関わり方も違うため、サービス供給のあり方についてもそれぞれを配慮して検討すること。なお、一

時預かり事業を利用する子どもとその保護者の状況把握には、経験豊かな保育士の配置が必要であるため、一時預かり事業がなりたつ仕組みとそのための運営費の保障が必要である。

5. 給付と負担のあり方について

- (1) 子どもに保育を保障する観点から、被虐待等、配慮が必要なケースや相談・支援等、利用料に応じて運営することがなじまない事業等がある。児童福祉の理念により、セーフティネットとしての機能を確保するためには、一定の固定費が確保された月額単価設定(実利用量ではなく必要量に応じた)とすること。
- (2) 利用料徴収などを、「こども園(仮称)」で実施する場合は、「こども園(仮称)」に正規の事務職員を配置すること。
- (3) 利用料が未納であっても、児童福祉の観点から子どもの保育(幼児教育を含む)の保障を侵害するべきではない。そのためにも、未納の督促や未納の場合の補填などは市町村の責務として定めるべき。

6. 指定制について

- (1) 指定基準(設備や人員配置等サービスの質に関する基準)は、現在、国が定めている児童福祉施設最低基準を上回るように定めること。
- (2) 指定事業者に事業に関わる資金収支の公表を義務づけること。
- (3) 認可外の施設を指定するにあたっては、ある一定の期間内に認可を取ることを基本として進めること。
- (4) 指定制の導入にあたっては、保育の質の確保、利用者の保護を図るため、下記について法律等で定めること。

指定権者(都道府県)による事業内容の監査・指導の実施

事業所の廃止や地域からの撤退時のルール

通知期間

利用者の保護(他の事業者への調整や当該費用の負担等)

事業主体の倒産・解散時の財産等の処分などの取扱い

7. 多様な事業主体の参入について

- (1) 多様な事業主体の参入にあたっては、事業主の特性・規制などとともに、保育(幼児教育を含む)の質の確保のための条件(規制・ルール)を明確にすること。
 - 事業主の規制等にもとづく監査・指導を具体化すること
 - 事業主の解散時の財産の取扱い等を具体化すること
 - 事業主のサービスと運営内容に関する情報開示を義務化すること
- (2) 運営費等については、公的な資金を財源とするものであり、一定の用途制限を設けること。保育(幼児教育を含む)は対人サービスであり、人件費が保育所運営費の7~8割を占める仕組みになっている。保育(幼児教育を含む)の質を保障するためにも、保育士等の雇用実態を明らかにする仕組みを設けること。
- (3) 質を客観的に評価できるよう、第三者評価基準の見直しを行い、受審を義務づけること。
多様な事業主体の参入にあたっては、社会福祉法人の使命・役割についての検討とそのことに見合った評価が必要。社会福祉法人の使命として、これまで認可保育所として行ってきた、地域の子育てを支え、地域に開かれた児童福祉施設であるとともに、地域におけるソーシャルワーク機能を発揮していく存在として存続していくことができる仕組みとすること。